

令和7年3月3日

総務部長 坂井 元  
(契約監理課取扱い)

### 指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、2月28日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

#### 記

#### 1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
株式会社富士建設 (佐賀県佐賀市富士町大字上熊川118番地1)	令和7年3月4日 ～令和7年3月17日 (2週間)

#### 2 理由

前記事業者は、令和6年5月31日に受注した、佐賀市発注の道路災害復旧工事において、斜面の崩土による事故が発生し、前記事業者の工事作業員が15週間の傷を負った。この事故について、佐賀労働基準監督署から、あらかじめ危険を防止するための措置を講じていなかったとして、労働安全衛生法違反による是正勧告を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第1（市内において生じた事故等に基づく措置基準）第7号（安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。